防犯カメラ設置・運用要領

１　趣旨

　　この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置

目的を達成するため、　　が　　に設置する防

犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、その適

正な設置及び運用を図るものとする。

２　設置目的

　　防犯カメラは、　　　　　における犯罪防止や事故防止のため

に設置することとする。

３　設置の場所等

　　（１）別紙配置図のとおり、　　に１台の防犯カメラを設置

する。（配置図にはカメラの設置箇所及び撮影方向を表示）

（２）防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、｢防犯カメラ作動中｣と記

載した表示板を掲示する。また、表示板には設置者名を記載するもの

とする。（設置場所から設置者等が明らかである場合は、表示板の掲

示を省略することができます。

４　管理責任者等

　　（１）防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を指定する

ものとする。

（２）管理責任者は、　　とする。

（３）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を指

定するものとする。

（４）操作取扱者は、　　　（又は｢管理責任者が指定した者｣）

とする。（管理責任者が操作を行う場合は、（３）及び（４）は不要で

す。）

５　画像の管理

　　（１）保管場所

録画装置の保管場所は、　　　とし、記録媒体は、保管庫

に施錠して保管し、原則として、外部への持ち出し及び転送を禁止す

る。

（２）立入制限

保管場所には、管理責任者及び操作取扱者（以下｢管理責任者等｣と

いう。）並びに管理責任者等が許可した者以外は、立ち入ることがで

きない。

（３）パスワード等の適正な管理

管理責任者等は、画像を閲覧するためのパスワード等を適正に管理

　　　　する。また、パスワード等は容易に推察されないものとし、定期的に

変更を行うとともに、管理責任者等が交代する際には変更するものと

する。

　　（４）保存期間の設定

保存期間は、　　とする。ただし、管理責任者が特に必要が

あると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

（５）画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複写や加工を行わないものとする。

（６）画像の消去保存期間を経過した画像は、上書き等により迅速かつ確

実に消去する。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人

で完全に消去されたことを確認した上で処分し、処分した日時、方法

等を記載する。

６　画像の利用及び提供の制限

　　記録された画像は、設置目的以外に利用しないものとする。また、次の場

合を除き第三者へ閲覧させ、又は提供しないものとする。画像を第三者へ閲

覧させ、又は提供したときは、提供等の相手、日時、理由及び画像等の内容

を記録することとし、画像の提供等を求めた者に身分証明書の提出を求める

等、身元確認を行うこととする。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必

要性がある場合

（３）捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場

　　　　　合

７　問合せ・苦情等への対応

　　管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問合せや苦情等には、誠

実かつ迅速に対応することとする。

８　保守点検

　　防犯カメラの機能の維持のため、か月ごとに保守点検を行うものとす

る。